

委員会提出議案第2号

大口町議会委員会条例の一部改正について

大口町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年3月2日提出

議会運営委員会委員長 齊 木 一 三

(提案理由)

この案を提出するのは、議会の委員会構成等を見直すことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町議会委員会条例の一部を改正する条例

大口町議会委員会条例（昭和31年大口村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「7人」を「8人」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 議会広聴広報常任委員会 委員定数 7人

議会報告会及び意見交換会に関する事項

議会広報誌の編集及び発行に関する事項

その他議会の広聴及び広報に関する事項

第4条の3第2項中「8人」を「6人」に改め、同条第4項中「大口町議会基本条例」の次に「（平成26年大口町条例第29号）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第3条第3号の議会報告会及び意見交換会に関する事項は除く。

第6条第1項中「少なくとも一の常任委員」を「総務建設常任委員会又は文教福祉常任委員会の委員」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、議長は総務建設常任委員会及び文教福祉常任委員会の委員となるものとする。

第6条中第7項を第8項とし、第2項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 議会広聴広報常任委員会の委員は、総務建設常任委員会及び文教福祉常任委員会から、それぞれ3人を下回らない委員を選出するものとする。

附 則

この条例は、令和3年5月1日から施行し、公布後初めて行う常任委員の選任の日から適用する。

大口町議会委員会条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 文教福祉常任委員会 委員定数 <u>8人</u> 健康福祉部の所管に属する事項 生涯教育部の所管に属する事項 町史編纂室の所管に属する事項 教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) <u>議会広聴広報常任委員会 委員定数 7人</u> <u>議会報告会及び意見交換会に関する事項</u> <u>議会広報誌の編集及び発行に関する事項</u> <u>その他議会の広聴及び広報に関する事項</u> (議会運営委員会の設置等)</p> <p>第4条の3 略</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>6人</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 議会運営委員会は、地方自治法第109条第3項に定める事項のほか、大口町議会基本条例(平成26年大口町条例第29号)の運用に関する事項を所管する。<u>ただし、第3条第3号の議会報告会及び意見交換会に関する事項は除く。</u> (委員の選任)</p> <p>第6条 議員は、<u>総務建設常任委員会又は文教福祉常任委員会の委員</u>となるものとする。<u>ただし、議長は総務建設常任委員会及び文教福祉常任委員会の委員となるものとする。</u></p> <p>2 <u>議会広聴広報常任委員会の委員は、総務建設常任委員会及び文教福祉常任委員会から、それぞれ3人を下回らない委員を選出するものとする。</u></p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 文教福祉常任委員会 委員定数 <u>7人</u> 健康福祉部の所管に属する事項 生涯教育部の所管に属する事項 町史編纂室の所管に属する事項 教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) <u>議会広報常任委員会 委員定数 6人</u> <u>議会広報の編集及び発行に関する事項</u> (議会運営委員会の設置等)</p> <p>第4条の3 略</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>8人</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 議会運営委員会は、地方自治法第109条第3項に定める事項のほか、大口町議会基本条例の運用に関する事項を所管する。 (委員の選任)</p> <p>第6条 議員は、<u>少なくとも一の常任委員</u>となるものとする。</p>

新	旧
<u>3 ~ 8</u> 略	<u>2 ~ 7</u> 略